確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 新興国株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

●本ファンドは新興国の株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、FTSE・エマージング・インデックス(円換算ベース)とします。

＜参考指標について＞

FTSE・エマージング・インデックスとは、FTSE 社が開発した指数で新興国株式市場全体の動きを表す指数です。

本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

※ FTSE・エマージング・インデックス(円換算ベース)は、FTSE・エマージング・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。 FTSE・エマージング・インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利は FTSE 社に帰属します。

◆本ファンドの運用にあたっては、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。

2. 主要投資対象

◆主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、新興国の株式へ実質的に投資します。

◆新興国の株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

☆投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。(2020 年 2 月変更)

(1)新興国株式市場全体の動きに連動する投資対象ファンド	95%
(2)新興国株式市場全体(含む中国 A 株)の動きに連動する投資対象ファンド	5%
合 計	100%

☆市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

☆基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に 1 回行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2013 年 5 月 13 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆原則として、毎年 5 月 12 日(休業日の場合は翌営業日)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(201302_2608)

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 新興国株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.0946％（税抜：0.086％）を乗じて得た金額とします。当該報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞

支払先	料率
委託会社	年 0.028％
販売会社	年 0.038％
受託会社	年 0.020％

上記各支払先への料率には、別途消費税率等相当額がかかります。

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬*1	年 0.070％程度
実質的な負担（概算値）*2	年 0.1646％（税込）程度

＊1.投資対象ファンドの信託報酬率を基に基本投資比率で試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。

＊2.本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の 55.0％（税抜 50.0％）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する 費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等（有価証券届出書、目論見書、 有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差し引かれます。また、ファ ンドの参考指標に関係する費用等が発生することとなった場合には、これらの費用についても、 ファンドが負担する場合があります。

※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位

※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 5 月 12 日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。（201302_2608）

確定拠出年金向け説明資料

EXE－i 新興国株式ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. お申込み不可日等

◆ニューヨークの証券取引所及びニューヨークの商業銀行が休業となる日は、お申込できません。（なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

◆解約価額×保有口数

※解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号

加入協会／一般社団法人資産運用業協会

23. 受託会社

◆株式会社りそな銀行

（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】

一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【カントリーリスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

【為替変動リスク】

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「EXE－i 新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。（201302_2608）